

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課御中

住所 神奈川県横浜市
氏名 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見書

使用料・経済的価値の導入について

・オークションの代わりに、使用料という考え方、経済的価値を勘案する算定方式を短期・中期的に、導入することに賛成する。

・しかしながら、欧米方式のような事前に多額の費用を払うという事業者を疲弊させる方式ではなく、弊害を是正するようなオークション方式を同時並行して検討するべきである。

使用料を考える上での観点について

最終報告書案にあるような逼迫度・有効利用インセンティブ・公平性という観点以外に、営利事業に対する対価、他手段への移行促進という観点も考慮すべきである。

① 通信事業・放送事業の特異性について

・携帯電話事業、放送事業は電波を利用することで営利事業が成立し、電波なしでは成立し得ない事業と言う点で、電波を補助的に使用する他用途と根本的に異なる性格を有する。電気通信事業者が提供する無線LANを利用する公衆通信事業も同様である。これらの事業に対して逼迫度・有効利用インセンティブの観点ではなく、電波利用が営利事業のために必要不可欠となっていることに着目し、販売高に見合った対価・使用料を課すべきである。

② 他通信手段への移行促進について

・使用料を考える観点として、他手段への移行促進を考慮すべきである。周波数利用状況調査等において、他手段あるいは他周波数へ移行すべきという判断がなされた場合、その移行を促進するために使用料を通常より高く設定することを考えるべきである。アマチュア無線のようにインターネットの普及によりその使命を終えた利用目的に対して、廃局を促す有効な手段となる。

使途・料額に対する歯止めについて

・電波手数料と電波使用料の使途及び料額に一定の歯止めを設けることに賛成する。

・アナアナ変換の作業費用 年間約200億円が不要になったとき、共益費をその分圧縮するのか、使用料の額を増やすのかを明確にしておく必要がある。

・使途として、「電波有効利用」という定義だけでは広義に解釈することも可能であるため、より明確に定義するか、研究テーマの事前審査・事後評価制度を設ける必要がある。

免許不要局からの徴収について

・免許不要局からは”電波使用料”を徴収しないという案に賛成する。理由としては新規産業の育成の阻害要因となることを危惧するためである。

・そもそも使用料・経済的価値の考え方の導入は、オークションの代案であって、オークションになじまない免許不要局から使用料を徴収することは、対象範囲の不当な拡大であろう。

携帯電話端末等からの徴収について

・電波は携帯電話・無線LANの普及により、一挙に大衆化し、真の意味での国民の財産となりつつある。数千万人が無線局を持つ場合に、必要な費用は一般財源から捻出するのが原則であり、これらの人々から徴収することは本来適当ではない。従って、携帯電話端末からも本来は徴収すべきではない。

・無線局管理の費用に関しては、包括免許を与えた端末機の管理を総務省が直接行なう必要はなく通信事業者に管理を委ねるべきである。また不法電波監視に関しては、携帯電話は基地局制御であり不法電波を端末が発する可能性は極めて少なく、費用徴収をするにしても端末利用者ではなく基地局を運営する通信事業者からにすべきである。使用料についても営利事業を営んでいる通信事業者から徴収すべきあり、端末利用者から徴収すべきではない。

・アナアナ変換作業が終了し、共益費からの支出がなくなる時点で、携帯電話端末利用者からの電波利用料の徴収をやめるべきである。

国・地方公共団体からの徴収について

・国・地方公共団体からの徴収は、デジタル化、他用途との共用化を促進する有効な手段を見出せないという場合には、電波有効利用促進のため、やむを得ないと思う。有効利用をしている、あるいは計画していると具体的に説明できる場合は、減免措置を認めて良い。

放送事業の公共性について

・放送には、非常災害時の緊急情報提供など社会的・公共的な使命があるという議論があるが、緊急情報提供は企業社会責任の観点からいって、良識ある企業にとつ

て当然の行為であり、これをもって電波利用料を減免するという理由にはなりえない。

その他

・電波利用料の見直しは、電波有効利用を促進するための単なる一手段に過ぎず、これでもって既存無線局の有効利用が大幅に改善されると期待できないと思う。利用料見直し以外の種々の政策を合わせて総合的に推進すべきである。

・電波開放政策を進めていく上で、既存免許人に対して、周波数の共用化に対する協力義務、有効利用に関する努力義務を負わせる条項を電波法に明記すべきである。

以上

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見書

概 要

・オークションの代わりに、使用料という考え方、経済的価値を勘案する算定方式を短期・中期的に導入することに賛成するが、欧米式オークションの弊害を是正したオークション方式を並行検討すべきである。

・携帯電話事業、放送事業というような電波を必要不可欠なものとして利用する営利事業に対し、逼迫度・有効利用インセンティブの観点ではなく、販売高に見合った対価・使用料を課すべきである。

・他手段への移行が適当と判断されたものに対し、その移行を促進するために、使用料を通常より高く設定することを考えるべきである。

・電波手数料と電波使用料の用途及び料額に一定の歯止めを設けることに賛成する。

・アナアナ変換の作業費用 年間約200億円が不要になったとき、事務手数料をその分圧縮するのか、使用料の額を増やすのかを明確にしておく必要がある。

・用途として、「電波有効利用」という定義だけでは広義に解釈することも可能であるため、より明確に定義するか、研究テーマの事前審査・事後評価制度を設ける必要がある。

・免許不要局からは”電波使用料”を徴収しないという案に賛成する。理由としては新規産業の育成の阻害要因となることを危惧するためである。

・そもそも使用料・経済的価値の考え方の導入は、オークションの代案であって、オークションになじまない免許不要局から使用料を徴収することは、対象範囲の不当な拡大である。

・電波は携帯電話・無線LANの普及により、一挙に大衆化し、真の意味での国民の財産となりつつある。数千万人が無線局を持つ場合に、必要な費用は一般財源から捻出するのが原則であり、これらの人々から徴収すべきではない。携帯電話事業者への電波管理の委託等により、費用も発生しないようにすることもできる。

・国・地方公共団体からの徴収は、デジタル化、他用途との共用化を促進する有効な手段を見出せないという場合には、電波有効利用促進のため、やむを得ない。有効利用をしている、あるいは計画していると具体的に説明できる場合は、減免措置を認めて良い。

・放送事業者による非常災害時の緊急情報提供は、良識ある企業にとって当然の行為であり、これをもって電波利用料を減免するという理由にはなりえない。

・電波開放政策を進めていく上で、既存免許人に対して、周波数の共用化に対する協力義務、有効利用に関する努力義務を負わせる条項を電波法に明記すべきである。

以上